

令和5年分申告相談受付票

職員整理欄		
日付	時間	番号

受付票は、申告書を作成する方1名につき
1枚記入してください。

1. どなたの申告書を作成しますか。作成する方の氏名等を記入してください。

フリガナ		電話番号	※携帯電話などつながりやすい番号 — —
氏名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
住所			

2. 昨年中（令和5年1月1日～12月31日）の収入の内容にチェックをつけてください。

<input type="checkbox"/> 収入なし	<input type="checkbox"/> 事業収入（営業・農業）	<input type="checkbox"/> 配当金（株式等）
<input type="checkbox"/> 非課税年金（障害・遺族等）	<input type="checkbox"/> 不動産収入 （土地・建物の賃貸料）	<input type="checkbox"/> 土地・建物の売却収入 ※公共事業で売却したもの
<input type="checkbox"/> 給与	<input type="checkbox"/> 退職金	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 公的年金	<input type="checkbox"/> 生命保険の満期・ 解約返戻金	[]
<input type="checkbox"/> 個人年金		
<input type="checkbox"/> シルバー人材センター		

3. 以下の控除を受ける方はチェックをつけてください。

<input type="checkbox"/> 医療費控除	<input type="checkbox"/> 住宅ローン控除（2回目以降）
<input type="checkbox"/> 寄附金控除（ふるさと納税）	<input type="checkbox"/> 寄附金控除（ふるさと納税以外）

4. 来場前に必ずお読みください。【重要】

待ち時間短縮のため、次のものを必ず集計・作成してから来場してください。

※集計・作成していない場合は、申告相談を受付できませんのでご注意ください。

- ・事業収入（営業・農業）、不動産収入を申告される方 ⇒ 収支内訳書または帳簿等
- ・医療費控除を申告される方 ⇒ 医療費控除の明細書

次の内容については水戸税務署で申告をしてください。（町では受付できません）

- ・土地・建物の売却（個人や会社に売却したもの）による譲渡所得
- ・株式などの売却による譲渡所得
- ・FX（外国為替証拠金取引）等や先物取引、仮想通貨の譲渡による所得
- ・住宅ローン控除（初回）、住宅関連特別控除（増改築等）、外国税額控除、雑損控除
- ・青色申告、相続税申告、贈与税申告、消費税申告

